

「がん」における認定・専門薬剤師制度等の実施要領等の対比

○参考とすべき資格認定要件

1. 薬剤師として実務に従事（実務経験〇年以上）
2. 生涯研修認定薬剤師かそれと同等の資格を持つ
3. 研修認定施設における臨床研修（〇年以上）、研修プログラム履修等の証明（研修実績単位、必要単位数、必須となる講習内容ならびに研修等）
4. 専門領域における活動実績（症例（事例）〇件とその記録：ポートフォリオ形式等、実績内容は認定評価基準により評価）
5. 学会ならびに論文発表（学会発表〇回・論文〇編以上等）
6. 認定試験に合格
- （出典：令和3年1月29日付 薬生発0129第7号 厚生労働省医薬・生活衛生局長通知「傷病の区分に係る専門性の認定を行う団体の取扱いについて」）

（上記6項目に該当する条件を挙げており、それ以外の条件（会員条件や推薦条件）などは挙げていない）

資格認定要件	一般社団法人日本医療薬学会がん専門薬剤師認定制度規程 （研修施設は除く）				一般社団法人日本腫瘍薬学会外来がん治療認定薬剤師認定規則 一般社団法人日本腫瘍薬学会外来がん治療専門薬剤師認定規則				日本病院薬剤師会 がん薬物療法認定薬剤師				一般社団法人日本医療薬学会 地域薬学ケア専門薬剤師認定制度規程			
	専門認定（5年）		指導薬剤師認定（5年）		外来がん認定（3年）		外来がん専門認定（3年）		認定薬剤師（5年）		専門薬剤師（5年）		専門薬剤師（副領域（がん）） （5年）		指導薬剤師（5年） （副領域はなし）	
	初回認定 （第4条の2）	専門更新 （第15条）	指導薬剤師初回 （第5条の2）	指導薬剤師更新 （第16条）	初回認定 （第3条）	更新認定 更新（第10条） （専門の更新条件 と同じ）	初回認定 （第2条） （外来がん認定 薬剤師の初回認 定条件を満たし ていることが条 件）	更新認定 （外来がん認定 の更新条件と同 じ）	初回認定	更新認定	初回認定	更新認定	新規認定 （斜字は、副 領域として、 加えて必要と なる要件） （第4条） （第7条）	更新認定 （斜字は、副 領域として、 加えて必要と なる要件） （第17条） （第21条）	新規認定 （第5条）	更新認定 （第18条）
1. 薬剤師として実務に従事	（2）薬剤師としての実務経験を5年以上有すること。	（具体的記載なし）	（1）「がん専門薬剤師」として5年以上医療現場で活動していること。	（具体的記載なし）	（2）薬剤師としての実務の経験を3年以上有すること。	（具体的記載なし）	（1）病院、診療所または薬局において薬剤師としての実務の経験を5年以上有すること	（具体的記載なし）	（2）薬剤師としての実務経験を3年以上	（5）申請時において、病院または診療所に勤務し、がん薬物療法に3年以上、かつ、申請時に引き続いて1年以上従事していること（所属長の証明が必要）。	具体的記載はないが、事実上認定期間5年のうち2年以上は実務に従事している必要ありか？ ⇒やむを得ない事情の場合3年間保留（延長）することができる	（1）申請時において、がん薬物療法認定薬剤師であること。	具体的記載はないが、事実上認定期間5年のうち2年以上は実務に従事している必要ありか？ ⇒やむを得ない事情の場合3年間保留（延長）することができる	（1）薬剤師としての実務経験を5年以上有すること。	（1）「地域薬学ケア専門薬剤師」として5年以上医療現場で活動していること。	
2. 生涯研修認定薬剤師かそれと同等の資格を持つ	（4）「日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師」、「日本病院薬剤師会日病薬病院薬学認定薬剤師」、「日本薬剤師会生涯学習支援システム（JPALS）クリニカルダー5以上」、いずれかの認定を受けていること。	（生涯研修認定の継続の是非の記載なし）	（生涯研修認定の継続の是非の記載なし）	（生涯研修認定や専門薬剤師認定の継続の是非の記載なし）	（4）薬剤師認定制度認証機構により認証された生涯研修認定制度による認定薬剤師薬剤師、または日本医療薬学会の専門薬剤師制度により認定された専門薬剤師であること。	（生涯研修認定の継続の是非の記載なし）	（外来がん認定薬剤師の初回認定条件を満たしていることが条件）	（生涯研修認定の継続の是非の記載なし）	（4）日病薬病院薬学認定薬剤師であること。ただし、日本医療薬学会の専門薬剤師制度により認定された専門薬剤師であればこれを満たす。	（2）更新申請時において、日病薬病院薬学認定薬剤師であること。ただし、日本医療薬学会の専門薬剤師制度により認定された専門薬剤師であればこれを満たす。			（4）「日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師」、「日本病院薬剤師会日病薬病院薬学認定薬剤師」、「日本薬剤師会・生涯学習支援システム（JPALS）クリニカルダー5以上」、その他本学会が認めた認定制度による認定薬剤師のいずれかの認定を受けていること。			

資格認定要件	一般社団法人日本医療薬学会がん専門薬剤師認定制度規程 （研修施設は除く）				一般社団法人日本腫瘍薬学会外来がん治療認定薬剤師認定規則 一般社団法人日本腫瘍薬学会外来がん治療専門薬剤師認定規則				日本病院薬剤師会　がん薬物療法認定薬剤師				一般社団法人日本医療薬学会 地域薬学ケア専門薬剤師認定制度規程			
	専門認定（5年）		指導薬剤師認定（5年）		外来がん認定（3年）		外来がん専門認定（3年）		認定薬剤師（5年）		専門薬剤師（5年）		専門薬剤師（副領域（がん）） （5年）		指導薬剤師（5年） （副領域はなし）	
	初回認定 （第4条の2）	専門更新 （第15条）	指導薬剤師初回 （第5条の2）	指導薬剤師更新 （第16条）	初回認定 （第3条）	更新認定 更新（第10条） （専門の更新条件と同じ）	初回認定 （第2条） （外来がん認定薬剤師の初回認定条件を満たしていることが条件）	更新認定 （外来がん認定の更新条件と同じ）	初回認定	更新認定	初回認定	更新認定	新規認定 （斜字は、副領域として、 加えて必要となる要件） （第4条） （第7条）	更新認定 （斜字は、副領域として、 加えて必要となる要件） （第17条） （第21条）	新規認定 （第5条）	更新認定 （第18条）
3．臨床研修・研修プログラムの履修	（5）本学会が認定する「がん専門薬剤師研修施設」において、本学会の定めた研修ガイドラインに従って、がん薬物療法に関する5年以上の研修歴を有すること。 （6）別に定めるクレジットを5年で50単位以上取得していること。 （7）がん専門薬剤師集中教育講座に1回以上参加したこと （8）本学会の年会に1回以上参加したこと。	（2）申請時における認定期間中に、別に定めるクレジットを50単位以上取得していること。 （3）申請時における認定期間中に、がん専門薬剤師集中教育講座に1回以上参加したこと。 （4）申請時における認定期間中に、本学会の年会に1回以上参加したこと。	（2）別に定めるクレジットを5年で50単位以上取得していること。 （7）「がん専門薬剤師」である期間に、がん専門薬剤師集中教育講座に1回以上参加したこと。	（3）申請時における認定期間中に、別に定めるクレジットを50単位以上取得していること。	（5）本法人が認定するがん領域の講習または研修を60単位以上履修していること。 （3）認定期間内に、日本臨床腫瘍薬学会学術大会に1回以上参加していること。 （4）認定期間内に、日本臨床腫瘍薬学会が主催する次の講習会のいずれかに1回以上参加していること。 ● 薬学介入と事例報告のためのWEB研修会（2023/2024/2025） ● Essential Seminar Neo A-program（2022※/2023/2024） ● Essential Seminar Neo B-program（2022※/2023/2024） ● Essential Seminar Neo C-program（2022※/2023/2024）	（2）本法人の定める所定の研修を修了していること （2）認定期間内に、外来がん治療認定薬剤師および外来がん治療専門薬剤師の更新要件を満たす講習会の単位を60単位以上取得すること。 （3）認定期間内に、日本臨床腫瘍薬学会学術大会に1回以上参加していること。 （4）認定期間内に、日本臨床腫瘍薬学会が主催する次の講習会のいずれかに1回以上参加していること。 ● 薬学介入と事例報告のためのWEB研修会（2023/2024/2025） ● Essential Seminar Neo A-program（2022※/2023/2024） ● Essential Seminar Neo B-program（2022※/2023/2024） ● Essential Seminar Neo C-program（2022※/2023/2024）	（6）日本病院薬剤師会が認定する研修施設（以下「研修施設」という。）において日本病院薬剤師会が別に定める実施要綱・コアカリキュラムに基づく実技研修を履修していること、または、研修施設において3年以上、がん薬物療法に従事していること（所属長の証明が必要）。 （7）日本病院薬剤師会が認定するがん領域の講習会、及び別に定める学会が主催するがん領域の講習会などを所定の単位（40時間、20単位以上）履修していること。ただし、40時間のうち日本病院薬剤師会主催のがん専門薬剤師に関する講習会12単位以上を取得すること。	（5）更新申請までの5年間に、別記2に定めるがん治療に関する講習単位40単位以上（特段の理由がない限り、毎年最低3単位以上）を取得すること。ただし、40単位のうち日本病院薬剤師会主催のがん専門薬剤師に関する講習会12単位以上を取得すること。		（4）更新申請までの5年間に、別記2に定めるがん治療に関する講習単位40単位以上（特段の理由がない限り、毎年最低3単位以上）を取得すること。ただし、40単位のうち日本病院薬剤師会主催のがん専門薬剤師に関する講習会12単位以上を取得すること。	本学会が認定する「地域薬学ケア専門薬剤師研修施設」において、本学会の定めた副領域（がん）の研修ガイドライン（カンファレンスへの参加を含む）に従って、地域薬学ケアに関する5年以上の研修歴を有すること。 （6）別に定めるクレジットを5年で50単位以上取得していること。 （7）専門薬剤師認定取得のための薬物療法集中講義に1回以上参加したこと。 加えて、がん専門薬剤師集中教育講座に1回以上参加したこと。 （8）（日本医療薬学）年会に1回以上参加したこと。	（2）申請時における認定期間中に、別に定めるクレジットを50単位以上取得していること。 （3）申請時における認定期間中に、専門薬剤師認定取得のための薬物療法集中講義に1回以上参加したこと。 加えて、がん専門薬剤師集中教育講座に1回以上参加したこと。	（2）別に定めるクレジットを5年で50単位以上取得していること。 （6）「地域薬学ケア専門薬剤師」である期間に、専門薬剤師認定取得のための薬物療法集中講義に1回以上参加したこと。	（2）申請時における認定期間中に、別に定めるクレジットを50単位以上取得していること。		

資格認定要件	一般社団法人日本医療薬学会がん専門薬剤師認定制度規程 (研修施設は除く)				一般社団法人日本腫瘍薬学会外来がん治療認定薬剤師認定規則 一般社団法人日本腫瘍薬学会外来がん治療専門薬剤師認定規則				日本病院薬剤師会　がん薬物療法認定薬剤師				一般社団法人日本医療薬学会 地域薬学ケア専門薬剤師認定制度規程			
	専門認定（5年）		指導薬剤師認定（5年）		外来がん認定（3年）		外来がん専門認定（3年）		認定薬剤師（5年）		専門薬剤師（5年）		専門薬剤師（副領域（がん）） （5年）		指導薬剤師（5年） （副領域はなし）	
	初回認定 （第4条の2）	専門更新 （第15条）	指導薬剤師初回 （第5条の2）	指導薬剤師更新 （第16条）	初回認定 （第3条）	更新認定 更新（第10条） （専門の更新条件と同じ）	初回認定 （第2条） （外来がん認定薬剤師の初回認定条件を満たしていることが条件）	更新認定 （外来がん認定の更新条件と同じ）	初回認定	更新認定	初回認定	更新認定	新規認定 （斜字は、副領域として、 加えて必要となる要件） （第4条） （第7条）	更新認定 （斜字は、副領域として、 加えて必要となる要件） （第17条） （第21条）	新規認定 （第5条）	更新認定 （第18条）
4. 専門領域における活動実績	（9）自ら実施した5年のがん患者への薬学的介入を伴った症例報告50症例（3領域以上のがん種）を提出すること。	（5）申請時における認定期間中に、自ら実施した薬学的介入を伴ったがん患者の症例報告20症例を提出すること。	（1）「がん専門薬剤師」として5年以上医療現場で活動していること。	（4）申請時における認定期間中に、第6条で規定する施設あるいは地域・学会等において指導的役割を果たしてきたこと。	（6）外来のがん患者のサポートの経験の事例を10例提出すること。	（更新条件としての記載なし）	（外来がん認定薬剤師の初回認定条件を満たしていることが条件）	（更新条件としての記載なし）	（8）がん患者への薬剤管理指導の実績50症例以上（複数の癌種）を満たしていること。	（4）認定期間中、施設内においてがん薬物療法に関する専門的業務に従事していたことを証明できること。 （6）更新申請までの5年間に、がん患者への薬剤管理指導（入院・外来化学療法）の実績25症例以上を満たしていること。		（3）認定期間中、施設内においてがん薬物療法に関する専門的業務に従事していたことを証明できること、および施設内・地域・学会等において指導的役割を果たしてきたことを証明できること。	（9）自ら実施した5年の薬学的管理を行った症例報告50症例（4領域以上の疾患）を提出すること。 <i>加えて、悪性腫瘍領域における薬学管理指導の実績20症例を提出すること。</i>	（5）申請時における認定期間中に、自ら実施した薬学的管理を行った症例報告20症例を提出すること。 <i>加えて、副領域（がん）に該当する4症例を追加提出すること。</i>		（3）申請時における認定期間中に、第6条に定める施設（「地域薬学ケア専門薬剤師研修施設」）あるいは地域・学会等において指導的役割を果たしてきたこと。
5. 学会ならびに論文発表	（10）以下の研究活動のうち、発表あるいは論文の条件のどちらか一方を満たすこと。 学会発表：医療薬学に関する全国学会、国際学会あるいは別に定める地区大会での発表が2回以上あること。本学会が主催する年会において本人が筆頭発表者となった発表を含んでいること。 論文：本人が筆頭著者である医療薬学に関する学術論文を1報以上有すること。学術論文は、国際的あるいは全国的学会誌・学術雑誌に複数査読制による審査を経て掲載された医療薬学に関する学術論文あるいは症	（更新条件としての記載なし）	（5）複数査読制のある国際的あるいは全国的学会誌・学術雑誌に掲載されたがん領域1報以上を含む学術論文が3報以上（うち、少なくとも1報は筆頭著者）あるいはがん領域の英文論文筆頭著者1報以上（症例報告を含む）（編集委員以外の複数の専門家による査読を経ない論文や商業誌の掲載論文は、本条の対象外）。	（指導薬剤師の更新条件としては記載なし） （6）国際学会、全国学会あるいは別に定める地区大会におけるがん領域に関する学会発表3回以上（うち、少なくとも1回は筆頭発表者）あるいは国際学会筆頭発表者1回以上。	（新規認定条件としての記載なし）	（更新条件としての記載なし）	（専門新規認定条件としての記載なし）	（更新条件としての記載なし）		（7）更新申請までの5年間に、関連する国際学会、全国レベルの学会あるいは日本病院薬剤師会ブロック学術大会においてがんに関する学会発表が1回以上（共同発表者でも可）、または複数査読制のある国際的あるいは全国的学会誌・学術雑誌にがんに関する学術論文が1編以上（共同著者でも可）あること。	（2）日本医療薬学会、日本薬学会、日本臨床薬理学会、日本薬剤師会学術大会、上記がん領域の学会、関連する国際学会、全国レベルの学会あるいは日本病院薬剤師会ブロック学術大会において、がん領域に関する学会発表が2回以上（うち、少なくとも1回は発表者）、複数査読制のある国際的あるいは全国的学会誌・学術雑誌にがん領域に関する学術論文が1編以上（うち、少なくとも1編は筆頭者）の全てを満たしていること。	（5）更新申請までの5年間に、関連する国際学会、全国レベルの学会あるいは日本病院薬剤師会ブロック学術大会においてがんに関する学会発表が1回以上（共同発表者でも可）、または複数査読制のある国際的あるいは全国的学会誌・学術雑誌にがんに関する学術論文が1編以上（共同著者でも可）あること。	（10）以下の研究活動のうち、発表あるいは論文の条件のどちらか一方を満たすこと。 学会発表：医療薬学に関する全国学会、国際学会あるいは別に定める地区大会での発表が2回以上あること。本学会が主催する年会において本人が筆頭発表者となった発表を含んでいること。 論文：本人が筆頭著者である医療薬学に関する学術論文を1報以上有すること。学術論文は、国際的あるいは全国的学会誌・学術雑誌に複数査読制による審査を経て掲載された医療薬学に関する学術論文あるいは症例報告であること		（4）複数査読制のある国際的あるいは全国的学会誌・学術雑誌に掲載された医療薬学に関する学術論文が3報以上（うち、少なくとも1報は筆頭著者）あるいは医療薬学領域の英文論文筆頭著者1報以上（症例報告を含む）（編集委員以外の複数の専門家による査読を経ない論文や商業誌の掲載論文は、本条の対象外）。	（5）国際学会、全国学会、あるいは別に定める地区大会における医療薬学に関する学会発表が3回以上（うち、少なくとも1回は筆頭発表者）あるいは国際学会筆頭発表者1回以上。

	例報告であること（編集委員以外の複数の専門家による査読を経ていない論文や商業誌の掲載論文は、本条の対象外）。												（編集委員以外の複数の専門家による査読を経ていない論文や商業誌の掲載論文は、本条の対象外）。 発表や論文のテーマはがんに関係したものを含むこと			
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

資格認定要件	一般社団法人日本医療薬学会がん専門薬剤師認定制度規程（研修施設は除く）				一般社団法人日本腫瘍薬学会外来がん治療認定薬剤師認定規則 一般社団法人日本腫瘍薬学会外来がん治療専門薬剤師認定規則				日本病院薬剤師会　がん薬物療法認定薬剤師				一般社団法人日本医療薬学会 地域薬学ケア専門薬剤師認定制度規程			
	専門認定（5年）		指導薬剤師認定（5年）		外来がん認定（3年）		外来がん専門認定（3年）		専門認定（5年）		指導薬剤師認定（5年）		外来がん認定（3年）		外来がん専門認定（3年）	
	初回認定（第4条の2）	専門更新（第15条）	指導薬剤師初回（第5条の2）	指導薬剤師更新（第16条）	初回認定（第4条の2）	専門更新（第15条）	指導薬剤師初回（第5条の2）	指導薬剤師更新（第16条）	初回認定（第4条の2）	専門更新（第15条）	指導薬剤師初回（第5条の2）	指導薬剤師更新（第16条）	初回認定（第4条の2）	専門更新（第15条）	指導薬剤師初回（第5条の2）	指導薬剤師更新（第16条）
6．認定試験に合格	（11）本学会が実施するがん専門薬剤師認定試験に合格すること	（更新条件として記載なし）	（初回条件としての記載なし）	（指導薬剤師の更新条件としては記載なし）	（7）本法人が実施する外来がん治療認定薬剤師認定試験に合格すること。	（5）日本臨床腫瘍薬学会が主催するインターネット更新試験システム（IBT）による試験（更新申請後、受験可能となる）に合格していること。	（外来がん認定薬剤師の初回認定条件を満たしていることが条件）	（5）日本臨床腫瘍薬学会が主催するインターネット更新試験システム（IBT）による試験（更新申請後、受験可能となる）に合格していること。	（10）日本病院薬剤師会が行うがん薬物療法認定薬剤師認定試験に合格していること。		（4）日本病院薬剤師会が行うがん薬物療法専門薬剤師認定試験に合格していること。		（11）本学会が実施する専門薬剤師認定試験に合格すること。			